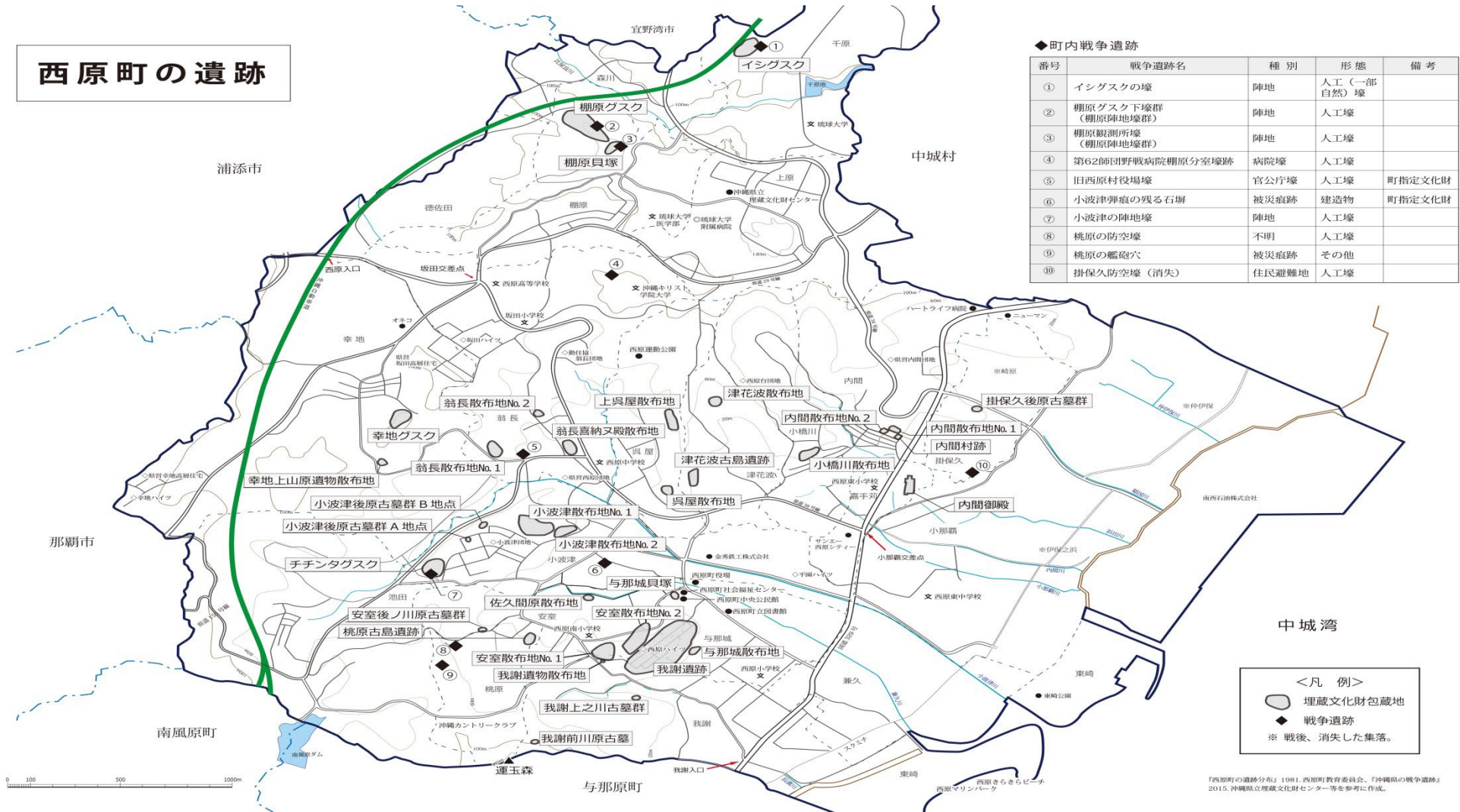


## 埋蔵文化財包蔵地で工事を予定されているときは！

文化財とは、これまでの長い歴史の中で生まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。これらの文化財は、私たちの暮らしや心を豊かにしてくれるものであり、先祖が残してくれた文化財を未来の子どもたちに確実に受け継いでいくことが求められています。

貝塚、古墓その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を、建築・土木工事などの開発目的で土を掘る行為をしようとする場合は、文化財保護法第93条に基づいた手続きが必要です。また、この手続きの前に「文化財の有無について（照会）」文書を提出していただくことや、「予備調査」の実施について協議・調整を済ませておく必要があります。詳細は本町教育委員会文化課までお問い合わせください。

## 西原町の遺跡



【お問い合わせ】文化課 文化財係 ☎098-944-4998